

令和6年度仙台(インバウンド)：冬期利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「令和6年度仙台（インバウンド）：冬期利用促進業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

広島空港－仙台空港の冬期需要の落込みの解消を目的とし、キャンペーン・Web 広告の実施を通じて誘客・認知向上と送客を図るものである。

2 事業予算額

2,500,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）
キャンペーンの特典に係る費用を含む

3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日

4 業務の内容

(1) 目標

- ・対前年比で入り込み客数を2,340人増加させること（令和7年1～2月）
20,826人（今年度1月～2月目標旅客数）－15,629人（昨年度1月～2月旅客数）
＝5,197人×0.45（仙台空港からの入り込み客の割合は45%）＝2,340人

(2) KPI

- ・インプレッション・リーチ数について、KPIを設定するとともに、効果測定を行うこと。

(3) ターゲット

- ・仙台空港利用圏居住者

(4) 背景

- ・令和5年度の旅客数は12万人でコロナ前を上回っている。旅客数は増加傾向にある。
- ・アイベックスエアラインズが、ANAとの共同運航で1日3往復の運航をしている。
- ・平日はビジネス目的での利用が多く、週末は観光・レジャー目的での利用が多い。
- ・冬期（1月～2月末）の需要が低い傾向が継続している為、冬期利用の促進が必要。
- ・路線利用旅客のうち、仙台空港利用圏からの旅客は45%、広島空港利用圏からの旅客は55%であり、仙台空港利用圏からの旅客が少ない。

(5) 取組内容・業務内容

- ① 仙台空港からの往復利用旅客を対象にキャンペーンを実施すること。
 - ・キャンペーンの実施期間は令和7年1月9日～令和7年2月28日とする。
 - ・期間中、特設HPを制作し、キャンペーン及び広島の魅力を発信する
 - ・期間中、路線の利用者に対し、特典を配布する。
 - ・特典の配布条件は、仙台空港からの往復航空券の提示・アンケートへの回答とする。
 - ・アンケートの回答件数は300件以上とする。
- ② キャンペーンの実施にあたり、事前に（ア）～（イ）を行うこと。
 - （ア） キャンペーンの効果・路線の現状を把握するアンケートを作成すること。
 - （イ） 特典配布にあたっての調整を行うこと。

- ③ 特設 HP 制作及び Web 広告を行うこと
 - ・ IBEX/ANA の広島―仙台便の予約ページリンクを設定することで当該便の旅客数を増加させる。(予約ページへのクリック数と、可能であればクリック後の予約数も把握する)
 - ・ ランディングページへの導入をうながすためのウェブ広告を行うこと。
- ④ ランディングページには、(ア)～(イ)を含むこと
 - (ア) 世界遺産・しまなみ海道等の主な観光地と、お好み焼き・レモン・牡蠣等の食を示す広島の定番のモデルコースを含むこと。また、旅行者が実際にルート通りに体験できるように2次交通等も提示すること。
 - (イ) ①キャンペーンの実施案内を含むこと
- ⑤ 分析・評価等

KPI の達成に向け、PR 手法ごとに任意の成果目標及び KPI 達成への寄与度の確認方法を事前に定め、アクションプランの提示・実施・進捗状況に応じた改善協議等を行うとともに、事業終了時に実績値の分析や評価を報告すること。
- ⑥ 成果報告書の作成

今回の結果を踏まえ、中長期的な視点での冬の旅客数増加に向けて課題・改善点の提案実施内容、及び結果についての成果報告書の提出（紙媒体及び電子媒体と広島県庁または、広島空港での報告会の実施）。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

6 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。